

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 資本金の額が税務へ及ぼす影響

会社法上、最低資本金概念は撤廃され、会社規模と資本金の額とはリンクしませんが、税法上は未だ資本金による判定基準が存在します。

資本金の額を基準とする税制

資本金 3千万円以下	<ul style="list-style-type: none"> ● 中小企業投資促進税制等 ：中小企業が機械等を購入した場合に税額控除が可能
資本金 1億円以下	<ul style="list-style-type: none"> ● 法人税の軽減税率 ：課税所得 800 万円以下は法人税率 15%（800 万円超部分は 23.2%） ● 少額減価償却資産の即時償却 ：30 万円未満の資産は年 300 万円まで経費計上可能 ● 交際費等の控除限度額：交際費が年 800 万円まで経費計上可能 ● 一括評価貸倒引当金の法定繰入率による引当金設定 ：法定繰入率を用いて簡便的に貸倒引当金の繰入可能 ● 中小企業投資促進税制等 ：中小企業が機械等を購入した場合に特別償却可能 ● 賃上げ促進税制：中小企業が賃上げを行った場合に税額控除可能 ● 中小企業技術基盤強化税制 ：中小企業が試験研究を行った場合に税額控除可能 ● 欠損金繰越控除の損金算入制限対象外 ：欠損金 > 当期利益の場合、当期の所得はゼロ ● 同族会社の留保金課税対象外：内部留保した利益に対する課税なし ● 法人事業税の外形標準課税対象外：資本金や付加価値に対する課税なし ● 電子申告義務対象外：書面による郵送可能 ● 地方税の超過税率対象外 ：標準税率適用（基準が 1 億円ではない自治体もある）

前 3 事業年度の所得金額の平均額が 15 億円超の法人や、資本金 5 億円以上の法人による完全支配関係がある法人に該当する場合には一部優遇が適用対象外となります。

減資

減資により資本金を減少させることで、上記の様々な税務上の優遇措置を受けることができます。

<例> 資本金 5 億円の法人が無償で資本金 1 億円へ減資する場合

法人	資本金：減少（例：5 億円→1 億円） / 資本剰余金：増加（例：0 億円→4 億円）
株主	影響なし

会社法上、株主総会決議や債権者保護などの手続きが必要です。

お見逃しなく！

下請法上、業務委託を受注している法人（下請事業者）の減資により、業務委託を発注している法人（親事業者）との資本金規模が同等でなくなった場合、両社間の業務委託取引が規制対象となり、親事業者には下請事業者保護のための義務や禁止事項の遵守が求められます。